

第17回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年7月4日(月)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席

【委員】

岩井隆義委員, 大西清委員, 河北浩峰委員, 作原大成委員, 長井理委員, 何川高委員, 西澤博委員, 林道春委員, 藤本真理委員, 別所志津子委員

(五十音順)

【事務担当者】

田中民事首席書記官, 荻野刑事首席書記官, 山田主任書記官, 梶本事務局長, 後藤総務課長, 福田総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会あいさつ(林委員長)

- ・ 委員長代理の指名

(2) DVD上映

「配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～」

- ・ 田中民事首席書記官及び山田主任書記官による基調説明(配偶者暴力に関する保護命令制度と保護命令手続の概要について)

(3) 意見交換(テーマ「配偶者暴力に関する保護命令手続について」)の要旨

【○委員, ●裁判所】

○ 津地裁管内では全国平均よりも1.5日程度平均審理期間が長いようだが, どのような理由からか。

● 申立てから1週間以内に申立人審尋を行い, その後1週間以内に相手

方審尋を行っているため、申立て受理後、14日間程度要している。審理期間の短縮に向けて工夫していきたいと考えている。

- 保護命令の申立件数は、実際に配偶者から暴力を受けている被害者数よりも少ない印象を受ける。もっと、保護命令手続を利用しやすくする必要があるのではないか。
- 保護命令制度を利用しやすいよう色々な関係機関と情報交換を行いながら連携を密にしているところである。ただ、申立人が一人で保護命令の申立てに訪れる場合はほとんどなく、支援センターの職員と一緒に来庁するケースが多い。支援センターに相談したが、申立てに至らなかった事案については、同センターで適切な対応を受けた結果ではないかと考えている。
- 接近禁止等の期間が6か月というのは一般市民の感覚からは短いと感じる。実際、半年では根本的な問題の解決ができないのではないか。
- 再度の申立てが1度だけ認められており、多くの事件では再度の申立てによって引き続き3か月ないし6か月の保護命令が発令されている。相手方の人権との兼ね合いもあり、期間については難しい問題である。
- 保護命令申立書を作成するのは被害者にとって難しいとは思いますが、他方で、申立てが認められるように裁判所の窓口で職員が指導や誘導を行うことは、予断を与えることになり、相当でないと考えます。
- 具体的な内容については申立人に各自で記載してもらっている。申立書のひな形を用意し、申立ての形式的な要件となる記載については、チェック欄にレ点を入れれば足りる形式を採用している。必要に応じて職員が記載方法を窓口で説明する場合もあるが、多くの場合は申立人が持ち帰って記入している。
- 配偶者暴力については、被害者の周りの人たちが被害者の異変に気付くことがとても重要となる。被害者の相談を受ける関係機関の職員には、皆が同じレベルで被害者の異状な事態に気付く繊細さを習得していただきたいと考

える。

(5) 次回意見交換のテーマ

「裁判員制度について～現状と今後の課題～」

(6) 次回期日

平成24年1月30日（月）午後1時30分から午後3時30分